

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

規則

告示

- 東京都身体障害者手帳に関する規則の一部を改正する規則……………
- ……………(福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課……………)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課……………)

規則

東京都身体障害者手帳に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年二月二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四号

東京都身体障害者手帳に関する規則の一部を改正する規則

東京都身体障害者手帳に関する規則(平成十二年東京都規則第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二条第一項第一号」を「第二条第二項第一号」に改める。

別記第一号様式中

①	なし	②	02 父	06 祖父	10 施設長	③	フリガナ	氏	名
区分	0 なし	続柄	03 母	07 祖母	11 その他	④	氏	名	
1	同居	04 兄弟	08 親族男			⑤	氏	名	
2	別居	05 姉妹	09 親族女						

を

改める。

附則

- この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都身体障害者手帳に関する規則別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第八十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年二月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 形質変更時要届出区域 別図のとおり(中央区勝どき二丁目地内)
- 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合しない特定有害物質の種類 クロロエチレン、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

に

①	なし	②	02 父	06 祖父	10 施設長	③	フリガナ	氏	名
区分	0 なし	続柄	03 母	07 祖母	11 その他	④	氏	名	
1	同居	04 兄弟	08 親族男			⑤	氏	名	
2	別居	05 姉妹	09 親族女						
⑥	生年月日	年	月	日生					

別図



【凡例】

- 単位区画
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、中央区勝どき二丁目1900番の最北端とする。

【格子の回転角度 50度1分32秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

発行所  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
三〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001